

## 社会保険の話(9)

### 年金保険その1

社会保険労務士 萩原米雄

今回から公的年金制度について話を進めていきます。

**Q 1** 公的年金制度の仕組みはどうなっていますか？

**A** 日本の公的年金制度は、人生の三大リスク(老齢、障害、死亡)により稼得能力を失った人の生活を社会全体で支える仕組みです。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入する「国民年金(基礎年金)」と会社などに勤務している人(自衛官も該当します。)が加入する「厚生年金」の2階建てになっています。

よって、次のように20歳以降のライフスタイルによって加入する年金制度、保険料及び年金額に違いがあります。

職業	自営業者、学生、無職など	会社員、公務員など	専業主婦など
加入する年金制度	国民年金のみ	国民年金と厚生年金	国民年金のみ
保険料納付	国民年金のみ	厚生年金のみ	なし
年金額	国民年金のみ	国民年金と厚生年金の合計額	国民年金のみ

**Q 2** 公的年金の給付について教えてください。

**A** 公的年金は、人生の三大リスクに対応するための制度ですから、高齢化に伴い受取ることができる「老齢年金」だけではなく、重度の障害を負ってしまったときに受取ることができる「障害年金」、一家の大黒柱が亡くなったときに残された遺族が受取ることができる「遺族年金」があります。

	国民年金(基礎年金)	厚生年金
老齢年金	老齢基礎年金	老齢厚生年金
障害年金	障害基礎年金	障害厚生年金
遺族年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金

Q 3 老齢年金はいつからいくらもらうことができますか？

A 老齢年金は10年以上の被保険者期間（公的年金制度に加入していた期間）があれば、原則として65歳から年金を受給することができます。年金額は、次の通りです。

○老齢基礎年金：保険料納付月数に比例した額

○老齢厚生年金：平均標準報酬月額（ボーナスを含む）と保険料納付月数に比例した額

したがって、年金額は、各人の被保険者期間、平均標準報酬月額の多寡及び保険料の納付状況などによって異なります。

Q 4 老齢年金はどうすれば受給できますか？

A 年金は、「請求なくして受給なし」と言われ、年金を受ける資格ができたとき自動的に支給が始まるものではありません。各人が年金を受けるための手続き（年金請求）を行う必要があります。

支給開始年齢に到達する3か月前に、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所および年金加入記録をあらかじめ印字した「年金請求書（事前送付用）」及び年金の請求手続きのご案内が、ご本人あてに送付されてくるのでそれに従って必ず年金請求をしてください。ただし、受給権発生日は、支給開始年齢に到達した日（誕生日の前日）となります。よって、請求書は、誕生日以降に提出してください。誕生日前に提出した場合は、受付てもらえないので注意してください。

※ いきいきライフ相談センターは、社会保険労務士資格等公的資格を保有する自衛隊OBを中心に活動するNPO法人です。公的資格をお持ちで当法人の活動に興味のある方は、お問い合わせください。

連絡先：小澤昭（東京都隊友会 世田谷支部会員 陸自出身）

TEL：090-5203-3501

MAIL：ozawa007a@yahoo.ne.jp